

令和 2 年度東京都デマンド交通の導入支援事業補助金交付要綱の取扱いについて

1 デマンド交通の導入に向けた計画策定に要する費用に対する補助（要綱別表 1 関係）

(1) 対象とする計画策定の要件

デマンド交通の実証運行実施に向けた企画検討や実施計画策定などを行う調査であること

- ・ 地域公共交通改善計画等、区市町村で策定している既存の交通計画にデマンド交通の導入が位置付けられていることが必要である。
- ・ 協議の際に当該事業が該当する計画や調査検討の成果等、現状が確認できる資料を添付すること。

デマンド交通実証運行の根拠となる計画策定を行っていない場合には、地域の特性に応じた効率的な地域公共交通ネットワークの形成を促進するための計画策定を目的とした調査にも適用可能とする

- ・ その場合は、地域の特性に応じた効率的な地域公共交通ネットワークの形成のためにデマンド交通の導入に関する検討を含めること。

(2) 補助金交付に係る要件

- ・ 本補助事業は単年度事業を対象とする。

2 デマンド交通の実証運行の実施に要する費用に対する補助（要綱別表 1 関係）

(1) 対象とする実証運行の要件

路線不定期運行または区域運行の乗合事業の態様であること

- ・ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）（以下、「法」という。）における事業許可の種別は、法第 4 条による許可又は法第 21 条による許可のいずれでも可とする。

利用者の需要に応じて運行される形態であること

- ・ 利用者からの事前の予約に基づき運行ルートや運行時刻が決定される形態であること。予約や配車方法についての方法は問わないものとする。

地域の特性に応じた効率的な公共交通ネットワークの形成を促進するという目的に合致した運行計画であること

- ・ 実証運行は、地域交通改善計画等、各区市町村で策定している交通計画と関連するものであること。協議の際には当該事業が該当する計画や調査検討の成果等、現状が確認できる資料を添付するものとする。
- ・ 乗降箇所や運行区域の設定に当たっては、効率的な公共交通ネットワーク形成の促進の観点から、既存の公共交通との結節に配慮すること。
- ・ 例えば、運行地域内の公共施設や集客施設等への移動利便性向上を主目的とするような福祉輸送サービスの提供に留まることのないよう考慮すること。
- ・ また、想定される需要が輸送力を大幅に上回るなど、やむを得ない場合を除き、利用対象者には可能な限り制限を設けないこと。
- ・ 利用者から運賃を徴収して実施する事業とすること。

事業の実施主体が区市町村であること

- ・ 協議の際には区市町村が事業実施の意思決定を行っていることが確認できる書類（補助要綱、契約書、協定書等）を添付するものとする。
- ・ また、運行経費に対して区市町村からの財政支援が行われていること。

(2) 補助金交付に係る要件

- ・ 本補助事業の補助対象となる実証運行期間は、令和3年3月31日までとする。
- ・ 補助対象地区数に制限は設けない。
- ・ 実績報告においては、利用実績や収支状況など実施結果をとりまとめるほか、利用者のニーズや満足度等の把握を行い、実証運行の効果や課題点等、成果に関する十分な検証を行うこと。
- ・ 行政区域を越えて、都内の他自治体を運行する場合であっても、運行に要する費用の全額を補助対象とする。ただし、当該自治体間で按分して負担する場合には、按分比率に応じてそれぞれ補助対象とする。都県境を越えて運行する場合は、都内分（利用者数等により按分）を補助対象とすることを原則とするが、当該の実証運行の形態に応じて、別途取扱いを検討する。
- ・ 本補助金の対象費目の例を次に示す。
なお、実証運行であることを鑑み、車両及びデマンドシステムについてはリース等による調達を想定し、運行経費として対象とする。

種 目	補助対象とする費目の例
実証設備費	停留所設置費、車両改装費
運行経費	車両運行費 [車両リース費 運転手人件費 自動車損害賠償保険料 燃料油脂費 車両修繕費] 予約システム運営費 [デマンドシステム利用料 オペレーター人件費] 施設使用料 管理費
広報費	印刷費
調査費	利用状況調査費、効果測定・分析費

(3) その他

- ・ 実証運行の実施に際しては、道路運送法上の許可が必要となるので、事前に関東運輸局に相談すること。